

多面的機能支払交付金 活動の手引き

長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会

長野県 農政部 農地整備課

平成31年3月

更新履歴

番号	年月日	頁	更新内容
1	H31.03.31		H31.制度改正に伴う更新
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			

はじめに

農林水産省から

農業・農村は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民が享受しています。

しかしながら、近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。また、共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されています。

農林水産省では、このような状況に鑑み、多面的機能支払交付金により、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。また、これらの活動により、農業・農村の有する多面的機能が、今後とも適切に維持・発揮されるとともに、担い手農家への農地集積という構造改革を後押しします。

平成27年3月

農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室

長野県から

本県では、多面的機能支払事業に取り組むにあたり、「第2期長野県食と農業農村振興計画」において、「地域ぐるみで取り組む多面的機能を維持・発揮するための活動面積」の平成29年度目標を、50,000ha※と定め、農地や農業用水路等の保全管理を推進することとしています。

平成27年度には、71市町村、772組織、32,103haで活動に取り組み、活動面積が増加している状況です。

本制度は、平成27年度から法律に基づく制度となったことに伴い、交付金の交付ルートや事業主体が変更され、特に市町村の事務量や責任が増加しています。

一方、本県では、こうした状況を踏まえ、「長野県農業農村多面的機能発揮促進協議会」を設立し、事業の推進及び市町村、活動組織の活動の支援を行うこととしています。

この「活動の手引き」は、農林水産省が作成した活動の手引きを参考に、県及び協議会で必要な事項を追加、編集し、事業の適正かつ効率的な実施に役立てていただくために作成したものです。

今後も内容の充実を図っていく予定ですので、活動の実施にあたり、この手引きを参考にいただければ幸いです。

平成28年3月

農政部 農地整備課

構成及び使い方

この活動の手引きは、以下により構成されています。

これから組織を設立する皆さんは、Ⅰから読んでください。

既に事業計画が認定され、活動を開始している皆さんは、Ⅲからでもいいですが、近年事業制度が何度も変更となっていますので、現在の制度をⅠ及びⅡで再度確認し、これに沿った活動を実施してください。（特に、旧「農地・水・環境保全向上対策」でスタートし、平成26年度に追加申請した組織は、必ず確認してください。）

〔構成〕

Ⅰ 多面的機能支払交付金の概要

事業制度の内容を解説しています。

Ⅱ 組織の設立から事業計画の認定申請まで

組織の設立に必要な手続きから、事業計画の認定申請までを解説しています。

Ⅲ 交付金の交付申請から実施状況の報告まで

毎年度の活動に必要な手続きを解説しています。

Ⅳ 施設の点検・機能診断と年度活動計画の策定

毎年度行う点検・機能診断と年度活動計画策定の方法を解説しています。

Ⅴ 工事の実施と手順

施設の長寿命化などにおける自主施工や外部発注工事の進め方を解説しています。

Ⅵ 活動の推進に向けた取組

地域資源保全管理構想の策定や事務軽減の方法などについて解説しています。

＜様式・マニュアル集＞

活動組織と市町村が作成する様式や県の要綱基本方針などを掲載しています。

〔使い方〕

・この活動の手引きには、解説部分と様式部分があります。

（１）解説部分

日頃の実践活動に伴う事務作業を効率よく行い、活発な共同活動の展開に役立つ情報を掲載しています。

（２）様式部分

提出が必要な書類のほか、作業日報、機能診断結果記録表など、活動に役立つ様式の記入方法を掲載しています。

・本文中のP○-○は、活動の手引き内の関連ページを示しています。

目 次

I 多面的機能支払交付金の概要

1. 交付金の構成	1- 1
2. 交付金の単価	1- 4
3. 交付金の対象となる活動	1- 7
4. 活動の手順	1-12
5. 必要な手続きと書類	1-13
6. 活動のポイント	1-14

II 組織の設立から事業計画の認定申請まで

1. 組織の設立	2- 1
2. 設立総会の開催	2- 2
3. 規約の作成	2- 6
4. 活動計画(案)の作成	2-12
5. 施設の長寿命化計画の作成	2-23
6. 事業計画の認定申請	2-30
7. 事業計画の変更	2-35

III 交付金の交付申請から実施状況の報告まで

1. 通常総会の開催	3- 1
2. 年間の活動と作成する書類	3- 7
3. 交付金の交付申請	3- 8
4. 活動の記録	3-10
5. 金銭の管理	3-19
6. 交付金の使途に関するガイドライン	3-24
7. 財産の管理	3-27
8. 実施状況の報告	3-32
9. 交付金の返還手続き	3-42
10. 自己評価と市町村評価	3-45

目 次

IV 施設の点検・機能診断と年度活動計画の策定

1. 点検（農地維持活動）	4- 1
2. 機能診断（資源向上活動）	4- 2
3. 問題箇所の位置図の作成	4-10
4. 年度活動計画の策定	4-11
5. 研修の開催	4-13

V 工事の実施と手順

1. 工事の種類	5- 1
2. 自主施工（直営施工）の進め方	5- 2
3. 外部発注工事の進め方	5- 7
4. 工事の施工管理と完成検査	5-11

VI 活動の推進に向けた取組

1. 地域資源保全管理構想の策定	6- 1
2. 事務軽減の方法	6- 4
3. 組織の広域化の進め方	6- 6
4. 連絡先窓口	6- 9

<様式・要綱等>

1. 活動組織が作成する書類
 2. 活動組織が作成する書類（委託・工事関係）
 3. 市町村が作成する書類
 4. 要綱・要領など
-

